

様（以下、「入所者」という。）と保証人2名様と特別養護老人ホーム 泰生（以下、「事業者」という。）は当施設における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り指定介護老人福祉施設入所契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令等の関係法令及びこの契約に従い、入所者がその有する能力に応じ、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入所者に対してその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を提供するとともに、本契約第4条及び第5条に定める介護福祉施設サービスを提供します。

（2） 入所者は、本契約第17条から20条に定める本契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い継続してサービスを利用できるものとします。

（保証人）

第2条 保証人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、入所者と連携してその履行の責任を負います。

（2） 保証人は、前項の責任のほか次に定める責任を負います。

① 入所者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担等その入院手続きを円滑に遂行することとします。

② 本契約が終了した場合に、事業者と協力して入所者の状態に応じた受け入れ先を確保することとします。

③ 入所者が死亡した場合、速やかに、遺体及び残置物の引き取りなど必要な処理を行うこととします。

（3） 事業者は入所者が入院を必要とする場合ならびに本契約が終了した場合、保証人にその旨を連絡するものとします。

（4） 事業者は、本契約終了後に保証人による残置物の引き取りが1ヶ月以内でない場合、残置物を処分できるものとします。その費用については、入所者からの預り金等、事業者の管理下に金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

（要介護認定の申請援助）

第3条 事業者は、入所者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるように入所者を援助します。

（2） 事業者は、入所者が希望する場合は要介護認定の申請を代行いたします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において入所者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を提供します。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 事業者は、入所者との合意に基づき、各種サービスを提供するものとします。

(運営規定の遵守)

第6条 事業者は別に定める運営規定に従い必要な人員を配置して、入所者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

(2) 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして、事業者、入所者、保証人ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、入所者に対して事前に説明することとします。

(3) 入所者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解除することができます。

第2章 料 金

(サービス料金の支払い)

第7条 入所者は、本契約第4条及び第5条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を自己負担分として事業者が定める期日までに事業者に支払うものとします。

(2) 入所者が要介護認定を受けていない場合には、本契約第4条に定めるサービス費用（重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金）全額をいったん支払うものとします。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

(3) 料金の算定は、月初めから月末までの期間に受けられたサービスについての自己負担を算定し、利用月の翌月10日前後に請求書を発送いたします。料金の支払いについては利用月の翌月20日までにお支払い頂きます。

(4) 入院・外泊時の扱いについて、入所者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス料金及び居住費を事業者に支払うものとします。

(利用料金の変更)

第8条 介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

(2) 本契約第5条に定めるサービス料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は入居者に対して変更を行う日の原則1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

(3) 入所者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約する

ことができます。

第3章 事業者の義務

(入所者負担の減免)

第9条 保険者より次の各号の認定を受けておられる入所者については、各認定に応じて利用料の減免を受けることができます。

- ① 介護保険負担限度額認定証
- ② 高額介護サービス費
- ③ 社会福祉法人減免

(事業者及びサービス従事者の義務)

第10条 事業者及びサービス従事者はサービスの提供にあたって、入所者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。

- (2) 事業者は入所者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携し入所者からの聴衆・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- (3) 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、入所者に対して非難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- (4) 事業者及びサービス従事者は、入所者または他の入所者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合で、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護の方法がない時に、その制限が一時的である以外拘束はいたしません。やむを得ず拘束が必要な場合でも解除に向けて検討と努力をいたします。
- (5) 事業者は、要介護認定更新の申請の援助を行うものとします。
- (6) 事業者は、入所者及び保証人の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。ただし、記録の保管は5年といたします。

(守秘義務)

第11条 事業者、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た入所者または保証人に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も継続します。

- (2) 事業者は、入所者に医療上必要がある場合には、医療機関等に入所者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第4章 入所者の義務

(入居者の施設利用上の注意義務)

第12条 入所者は、居室、共用施設及び敷地をその本来用途に従って利用するものとします。

- (2) 入所者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が入所者の居室内に立ち入り、必要な措置

をとることを認めるものとします。ただし、その場合事業者は入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- (3) 入所者は、当施設とその設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により現状に復するか、また相当の代価を支払うものとします。
- (4) 入所者の心身の状況により特段な配慮が必要な場合には、入所者及び保証人と事業者との協議により、居室、共用施設または設備の利用方法等を決定するものとします。

(入所者の禁止行為)

第13条 入所者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ① サービス従事者または他の利用者、家族に対し迷惑行為を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと。
- ② 入所案内その他において事業者が定めた以外の物品の持ち込み。

第5章 損害賠償

(事業者の義務違反)

第14条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰す事由により入所者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、入所者に故意または過失が認められる場合であって、入所者の置かれた心身の状態を斟酌して相当と認められた場合には損害賠償責任を減じることができるものとします。

- (2) 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がされない場合)

第15条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を免れます。とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 入所者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 入所者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 入所者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としないことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 入所者が事業者もしくはサービス従事者の指示に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第16条 契約の有効期間中、地震・水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、事業者は入所者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

(2) 前項の場合において、事業者は入所者に対してすでに実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に待たない期間のサービス利用料金の支払いについては、本契約第7条の規定を準用します。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由)

第17条 入所者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 入所者が死亡した場合。
- ② 要介護認定により非該当または要支援と判定された場合。
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ④ 施設の減失や重大な損失により、サービスの提供が不可能となった場合。
- ⑤ 施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑥ 本契約第18条から20条に基づき本契約が解約または解除された場合。

(入所者からの中途解約)

第18条 入所者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、入所者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

- (2) 入所者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- (3) 入所者が、本契約本条第1項の通知を行わずに居室から退居した場合には、事業者が入所者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(入所者からの契約解除)

第19条 入所者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ② 事業者もしくはサービス従事者が本契約第11条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により入所者の身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

- ④ 他の入所者が入所者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。
- (2) 前項の契約解除の申し入れがあった場合、事業所は本契約第21条に定める援助を行います。契約の終了については入所者の退居が決定された日をもって契約の終了とさせていただきます。

(事業者からの契約解除)

第20条 事業者は、入所者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 入所者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 入所者による、本契約第7条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上延滞し、相当期間（2週間）を定めた督促にもかかわらず正当な理由なくこれが支払われない場合。
- ③ 入所者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 入所者の行動が他の入居者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは入所者が重大な自傷行為を繰り返すなど本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤ 入所者が3ヶ月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。
- ⑥ 入所者が、他の介護保険施設に入所あるいは入院した場合。
- (2) 前項の契約解除については、事業所から告知してから1週間以内に退所するものとします。

(契約の終了に伴う援助)

- 第21条 本契約が終了し入所者が施設を退所する場合には、前条の場合を除き、入所者の希望により、事業者は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行うものとします。
- ① 医療機関またはその他の介護保険施設等の紹介。
 - ② 居宅介護支援事業者の紹介。
 - ③ その他、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介。

(入所者の入院に係わる取り扱い)

- 第22条 入所者が医療機関に入院した場合、病状が安定し、特別な医療行為がない場合の3ヶ月以内の退院は、当施設に帰所できるものとします。
- (2) 入所者が入院期間中、居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を事業者を支払うものとします。
 - (3) 本契約第20条5項による事業者からの契約の解除があった場合であっても、

事業者は入所者が退院後も再び優先的に入所できるように努めるものとします。また施設が満床の場合でも、当施設での短期入居生活介護を優先的に利用できるように努めるものとします。

- (4) 事業者は、入所者の同意のある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入所生活が以後の居室として活用することができます。この場合には、入所者は居住費を支払う必要はありません。

(居室の明け渡し)

第23条 入所者は本契約が終了した場合において、居室を明け渡すものとします。尚、本契約第12条第3項（現状回復の義務）を履行します。

- (2) 入所者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合または前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日から実際に居室が明け渡された日までの期間に本契約第4条に定めるサービスの費用（重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金）を事業者に対して全額支払うものとします。

(相談・苦情対応)

第24条 事業者は、入所者及び保証人からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、希望や要望に対して迅速に対応します。

(本契約に定めない事項)

第25条 入所者及び事業者は、信義正義を持ってこの契約を履行するものとします。

- (2) この契約書に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入所者及び事業者は、入所者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

附則

この規定は平成24年4月1日より適応します。